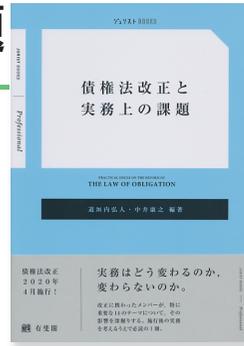


債権法改正と実務上の課題

道垣内弘人 = 中井康之 編著

2019年11月発売 / 386頁 / 本体3100円 + 税
A5判 / 並製



編集
担当者
から

本誌好評連載「ケースで考える債権法改正」は「具体的な設例を素材にして、条文がどのように解釈・適用されるのかを一步一步丁寧に説明するところに独自の特徴があります」（「新連載のご執筆者から」法教463号65頁）。同じく債権法改正を取り上げた本書は、実務が直面する問題を設問（設例）として冒頭に掲げ、研究者と実務家の対談・鼎談を通じて答えを探っていくますが、その過程でもやはり「条文の文言やその背後にある理念などの分析をそろそそにしない」ことが重要視されています（本書「はしがき」）。両者には学生向け、実務家向けの違いがありますが、大切にすべきポイント・抑えるべきポイントは一緒です。ただ、ポイントは一緒でも理論のアプローチと実務のアプローチには微妙に違う面もありそうです。問題解決に向け、2つのアプローチは平行線を辿ったままなのか、重なっていくのか……。皆さんの探究心・好奇心に訴える議論が満載です。是非ご一読ください。（SK）

Point!



民法を学んだ大先輩の議論に耳を傾けてみませんか。思わぬ発見があるはずです。

THE LAW OF OBLIGATION / NO. 14

道垣内弘人 DOGUCHI Hirohito	岡正晶 OKA Masumu
請負契約の契約不適合責任	
<p>設例 Aは、工務店B社とアパート建築の請負契約を締結し、工事を発注した。Aは、建物の引渡しを受けて、アパート経営を始めようとしたが、数々の不具合が発見されたので、B社に修補等を変更し、まず修補計画書を提出しよう求めた。しかしB社から提出された修補計画は、Aから見れば不満足なものだった。AとしてはB社ではない他社に修補等をしてもらいたいと考えている。</p>	<p>については、改正法559条によって売買の契約不適合責任の規定が準用されることになりましたので、基本的に売買と同様の規律となります。したがって、請負人が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者が引き渡したときは、注文者は、①修補などの定済請求、②代金減額請求、③債務不履行によって生じた損害の賠償請求、④契約の解除の4つの権利を行使することができます。このうち、①と②については、本書NO.13の売買のところ（288頁以降）をご覧ください。ここでは、③の損害賠償請求と、④の契約解除について議論をしたいと思っております。対談のお相手は道垣内弘人さんです。よろしくお願いたします。 道垣内 よろしくお願いたします。</p>
<p>① (1) Aは、B社の修補計画を却下し、他社に修補等を発注し、それに要した工事金額をB社に損害賠償請求できるか。C社の見積金額は、B社が行う場合の想定金額より約30%高値である。</p> <p>② (2) 不具合の内容が、耐震構造の計算ミスで、ただ契約金額の10%相当の補修工事をすれば契約建物と同等の強度を回復することができる、かつ見栄えはやや悪くなるがアパート経営をすることが可能と言えるとき、Aは契約を解除できるか。</p> <p>③ (3) 引渡しから15年後に、雨漏りが生じた。調査したところ、屋根瓦の製品不良が原因であった。Aが直ちにB社に修補請求をしたところ、B社は消滅時効を援用した。この消滅時効は認められるか。</p>	

1. 修補に代わる損害賠償請求権

岡 今回のテーマは「請負契約の契約不適合責任」です。請負のこの責任については、改正法559条によって売買の契約不適合責任の規定が準用されることになりましたので、基本的に売買と同様の規律となります。したがって、請負人が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者が引き渡したときは、注文者は、①修補などの定済請求、②代金減額請求、③債務不履行によって生じた損害の賠償請求、④契約の解除の4つの権利を行使することができます。このうち、①と②については、本書NO.13の売買のところ（288頁以降）をご覧ください。ここでは、③の損害賠償請求と、④の契約解除について議論をしたいと思っております。対談のお相手は道垣内弘人さんです。よろしくお願いたします。
道垣内 よろしくお願いたします。

1. 改正法415条2項の適用の有無

岡 まず、③の損害賠償請求です。本設例では仕事の完成が遅れ、アパート経営開始が遅れたことによる遅延賠償の請求ができると考えられますが、本日は「修補に代わる損害賠償請求」を取り上げます。近時、弁護士の間で話題になっているのが、請負契約において、改正前と同様に、修補に代わる損害賠償請求を、修補請求することなく、直ちにできるかという問題です。すなわち、現行法634条2項は「注文者は、瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる」と定めていました。これは修補要求・報告をすることなく、直ちに損害賠償請求できる旨の規定と思いますが、まず履行法の理解はこれよりよいでしょうか。

道垣内 履行法の理解としては、直ちに損害賠償ができるというのが判例であり（最判昭和52・2・28金判530号15頁）、学説もさほど議論はなかったと思います。

岡 ところが、今回の改正では、この現行法634条2項が削除され、改正法415条2項は、「債務の履行に代わる損害賠償の請求」は、同項所定の場合に限ってできると定めました。このため、私を含む複数の弁護士は「修補に代わる損害賠償請求」も、この415条2項の適用を受け、改正前のように、「直ちに」請求することは「できなくなった」と考えていました。ところが、法務省の解説では、請負契約で「修補等に代えて損害賠償請求をする場合に